



(電子版)

info@jikosoren.jp

2022年 第4号 2022年1月28日

発行：自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201

tel. 03-3875-8071 fax. 03-3874-4997

コロナ危機を乗り越え、かちとれ賃金増

第44回中央委員会

春闘方針案を満場一致で可決

自交総連は1月27日、東京・自交共済会議室で、第44回中央委員会をリモート併用で開催し、「コロナ危機を乗り越え、かちとれ賃金増、さらなる規制緩和阻止 22春闘」をスローガンとする春闘方針を決定しました。12地方から30人が出席しました。

新型コロナウイルス・オミクロン株の急速な感染拡大により会場参加人数を縮小し、オンライン参加を中心とした開催となりました。

あいさつに立った高城委員長は、長引くコロナ禍は自交労働者の暮らしに甚大な影響を与え、タクシー事業の存続さえ危ぶまれているとしました。そして、憲法改憲や規制緩和をすすめる政府、改善基準告示の見直し議論の審議、運賃改定の動きなどを注視しつつ、今春闘では労働条件の改善をかちとらなくてはならないと強調しました。

討論では、とにかく賃金増をという意見が相次ぎ、北海道の中央委員は、割増賃金を含めてきっちり法定通り賃金を支払わせると語り、静岡の中央委員は、高齢者割引などの運転者負担をなくすために今春闘では重点的にとりくむと報告。また、鹿児島中央委員は、最低賃金について会社と団交して最賃支払いを約束させ、組合員が2人増えたと成果を語りました。

また、ダイナミック・プライシング導入反対宣伝にとりくんだ（東京）、インターネットを利用した宣伝も必要（長崎）、若手の育成が必要（東京）、全労連の組織拡大計画をすすめ、組織を強くしていく（高知）、最賃違反問題の根本的な解決のために固定給+歩合給の賃金体系をめざすことが重要（東北）などの報告がありました。



第44回中央委員会=2022. 1. 27、東京・自交共済会議室

第44回中央委員会 参加者数

	定数	出席	委任	計	率
役員	12	12		12	100%
中央委員	31	18	12	30	96.8%
計	43	30	12	42	97.7%
会計監査		2			
傍聴者		1			
総務等		6			
総計		51			

注. 中央委員は、会場、ZOOM、委任状をもって、中央委員会に参加とした。上記の役員、中央委員の出席は、会場参加とZOOM参加の合計数である。委任は、1月26日までに本部で確認できた委任状をもって参加とした。

2022年春闘アピール



団結がんばろう！

が流行してから今日まで、タクシー労働者は最低限の生活も維持できない賃金となり、仕事を辞めていく者が急増している。観光バス労働者、自教労働者も規制緩和や18歳人口の減少の影響を受けて、過当競争に翻弄され、低賃金、権利侵害がつづいている。このコロナ苦境をより深刻なものにしたのは規制緩和である。今年2月には、タクシーの台数規制を廃止した規制緩和から20年が経過する。さらなる規制緩和の導入を断固阻止しなければならない。休息期間11時間の確保など改善基準の改正も重要である。現状の非常事態を打開するため、怒りをもって、すべての自交労働者の先頭に立ち、賃上げと輸送の安心・安全をめざし奮闘しようではないか。

第2の課題は、組織の強化拡大である。職場組織、地連・地本の総力をあげて、組織減少を止めなければならない。自交総連の闘争力、社会的影響力を維持するには、数の力を必要とする。後に一步も退かない構えで、この一年は目に見える運動をおこない、未組織・未加盟の労働者が抱えているひとつひとつの問題を集中して解決し、労働組合の力を実感してもらい、仲間を迎え入れていこうではないか。苦しい時こそ切実な要求を実現して、たたかう自交総連の存在価値を示し、組織拡大につなげていこう。

第3の課題は、政治革新である。政治のあり方は、私たち国民の暮らしに密接にかかわってくる。岸田政権は、辺野古基地建設、消費税のインボイス制度の導入など反国民的政治を進め、憲法改悪を狙っている。憲法と平和・民主主義を守る闘いは重大な局面を迎える。労働組合の力を発揮して、国民的な世論を高める一翼を担い、今年の夏に実施される参議院選挙では、国民不在の政治を転換させるため奮闘していこう。

2022年春闘で、組織の存続をかけて組織拡大の前進をめざし、全国の仲間とともに立ち上がり、労働者の要求実現に総力をあげることを呼びかけるものである。

2022年1月27日 自交総連第44回中央委員会

ダイナミックプライシングの問題、解雇事件について報告

弁護士交流会 11地方24人の弁護士が参加

第44回弁護士交流会をWEB
会議形式で開催

=2022. 1. 26、東京・自交共
済会議室



自交総連第44回弁護士交流会が1月26日、WEB会議形式で行われ、11地方24人の弁護士が参加、自交総連からは14人が傍聴しました。

会議では、基調報告として、①ダイナミックプライシングの問題点・自交総連顧問弁護団の意見書について（林治弁護士、代々木総合法律事務所）、②自動車運転者の労働時間規制——とくにインターバル規制の動向（菊池書記長、自交総連本部）が行われ、林弁護士は、自交総連顧問弁護団で昨年作成した『タクシーへのダイナミック・プライシング（変動運賃制度）導入に反対する意見書』について解説。同制度について現状を説明し、法律上どういった違反や問題があるのかを報告しました。

特別報告として、①割増賃金が歩合給から引かれる賃金の問題、東交通事件（齋藤耕弁護士、北海道タクシー労働者支援弁護団）、②みちのく観光バスガイド不当解雇事件、組合に対する信用・名誉棄損に基づく損害賠償請求事件、鹿島タクシー不当解雇事件（長沼拓弁護士、一番町法律事務所）、③運転者負担を会社の不当利得として返還請求している事件、日本自交労組（新宅正雄弁護士、代々木総合法律事務所）が報告され、意見交換がされました。

3・2 中央行動 個人請願署名の集約を

自交総連は3月2日に、国土交通省・厚生労働省請願行動、交渉を行います。規模はコロナの感染状況を見て、2月中に判断します。

国交省・厚労省あての個人請願署名をデータで送りますので、行動までに集めて、本部へ郵送してください。